（更正処分に関する経過措置）

第十九条　改正後民事訴訟規則第七十六条の二第一項（改正後民事訴訟規則第七十八条において準用する場合を含む。）の規定は、第二条改正後事件における調書の更正処分については、次項及び第三項に定めるところによる。

２　第二条改正前事件における口頭弁論、裁判所の審尋及び口頭弁論の期日外に行う証拠調べ並びに受命裁判官又は受託裁判官が行う手続に係る調書の更正処分をするために作成する調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければならない。

３　前項の場合において、裁判長に支障があるときは、同項に規定する調書に陪席裁判官がその事由を付記して認印しなければならない。裁判官に支障があるときは、裁判所書記官がその旨を記載すれば足りる。

（答弁書等に関する経過措置）

第二十条　改正後民事訴訟規則第八十条第三項の規定は、第二条改正後事件における答弁書について適用し、第二条改正前事件における答弁書については、なお従前の例による。

２　改正後民事訴訟規則第八十一条第二項並びに第八十二条第三項及び第四項の規定は、第二条改正後事件における準備書面について、適用する。

（書面による準備手続に関する経過措置）

第二十一条　第二条改正前事件における書面による準備手続については、改正後民事訴訟規則第九十一条第二項中「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録させる」とあるのは「記載させる」と、同条第三項中「記録させなければ」とあるのは「記載させなければ」として、同条の規定を適用する。

（調査結果の報告に関する経過措置）

第二十二条　改正後民事訴訟規則第百五条の三の規定は、第二条改正後事件における改正後民事訴訟法第百八十六条第一項の嘱託に係る調査結果の報告について、適用する。

（証人尋問に関する経過措置）

第二十三条　改正後民事訴訟規則第百七条第一項の規定は、第二条改正後事件における尋問事項書の提出について適用し、第二条改正前事件における尋問事項書の提出については、なお従前の例による。

２　改正後民事訴訟規則第百十二条第三項（改正後民事訴訟規則第百二十七条（民事訴訟規則第百二十八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、第二条改正後事件における証人又は当事者本人若しくは訴訟において当事者を代表する法定代理人の宣誓の方式について適用し、第二条改正前事件における証人又は当事者本人若しくは訴訟において当事者を代表する法定代理人の宣誓の方式については、改正後民事訴訟規則第百十二条第三項中「述べさせる」とあるのは「記載した宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させる」と、「これを述べる」とあるのは「宣誓書を朗読する」として、同項の規定を適用する。

（鑑定に関する経過措置）

第二十四条　改正後民事訴訟規則第百三十一条の規定は、第二条改正後事件における鑑定人の宣誓の方式について適用し、第二条改正前事件における鑑定人の宣誓の方式については、同条第一項中「述べさせる」とあるのは「記載した宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させる」と、同条第二項中「次の各号のいずれかに掲げる」とあるのは「良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した宣誓書に鑑定人が署名して裁判所に提出する」と、「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」として、同条（第二項各号を除く。）の規定を適用する。

２　改正後民事訴訟規則第百三十五条の二の規定は、第二条改正後事件における民事訴訟法第二百十八条第一項の嘱託に係る鑑定結果の報告について、適用する。

（書証に関する経過措置）

第二十五条　改正後民事訴訟規則第百三十七条第一項（改正後民事訴訟規則第百四十七条において準用する場合を含む。）の規定は、第二条改正後事件における書証の申出について適用し、第二条改正前事件における書証の申出については、なお従前の例による。

２　改正後民事訴訟規則第百三十七条第三項及び第百四十三条第三項（これらの規定を改正後民事訴訟規則第百四十七条において準用する場合を含む。）並びに第百三十七条第四項の規定は、第二条改正後事件における書証の申出及び文書の提出又は送付について、適用する。

３　第二条改正前事件における受命裁判官又は受託裁判官により文書の証拠調べがされた場合における調書への当該文書の写しの添付については、なお従前の例による。

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置）

第二十六条　第二条改正前事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、改正後民事訴訟規則第百四十九条の二第一項中「最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製」とあるのは「当該電磁的記録」と、「電磁的記録をいう」とあるのは「書面をいう」と、同項及び同条第二項中「電子証拠説明書」とあるのは「証拠説明書」と、同項及び第百四十九条の四中「電磁的記録の複製」とあるのは「電磁的記録を記録した記録媒体」として、改正後民事訴訟規則第百四十九条の二第一項及び第二項並びに第百四十九条の四の規定を適用する。

（判決等に関する経過措置）

第二十七条　第二条改正前事件における判決書の裁判所書記官への交付については、なお従前の例による。

２　改正後民事訴訟規則第百五十九条の規定は、第二条改正後事件における電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書の送達について適用し、第二条改正前事件における判決書又は判決書に代わる調書の送達については、なお従前の例による。

３　改正後民事訴訟規則第百六十条第一項（同条第二項（民事訴訟法第二百五十九条第五項の規定による補充の決定に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定は、第二条改正後事件における判決の更正決定及び民事訴訟法第二百五十九条第五項の規定による補充の決定について適用し、第二条改正前事件における判決の更正決定及び民事訴訟法第二百五十九条第五項の規定による補充の決定については、なお従前の例による。

４　改正後民事訴訟規則第百六十条第二項（改正後民事訴訟法第二百六十七条の二第一項の規定による和解又は請求の放棄若しくは認諾（以下この項及び次項において「和解等」という。）に係る電子調書の更正決定に係る部分に限る。）において準用する改正後民事訴訟規則第百六十条第一項の規定は、第二条改正後事件における和解等に係る電子調書の更正決定について適用し、第二条改正前事件における和解等に係る調書の更正決定については、次項に定めるところによる。

５　第二条改正前事件における和解等に係る調書の更正決定は、和解等に係る調書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、和解等に係る調書の原本又は正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。